- 6. その他 (4) 地方自治法上の争訟に関する調 (平成26年4月1日 から 平成28年3月31日 まで) ア 不服申立ての事例 ① 都道府県分

都道府県名	該当条項	申立ての 種類	不服申立先	不服申立ての要旨	申立年月日	裁決又は決定年月日	表	成決又は決定の結果 要旨	提訴の内容	備考
北海道	第255条の2 第2号	審査請求	知事	生活保護停止処分に対する不服	H26. 4. 7	審査中		女日		
北海道	第255条の2 第2号	審査請求	知事	生活保護法第63条返還に対する不服	H26. 4. 14	審査中				
北海道	第255条の2 第2号	審査請求	知事	生活保護法第63条返還に対する不服	H26. 5. 23	審査中				
北海道	第255条の2 第2号	審査請求	知事	生活保護申請却下処分に対する不服	H26. 7. 15	H26. 10. 22	却下	審査請求書には、法第15条第1項 第1号(審査請求人の年齢)、第2 号(審査請求に係る処分)及び第 4号(審査請求の趣旨及び理由) に規定される事項が必要十分に記載されているとは認められず、また、請求人は、補正命令書を受け取りながら補正を行わないことから、これらが補正される見込みがないことは明らかである。		
北海道	第255条の2 第2号	審査請求	知事	生活保護法第63条返還に対する不服	H26. 11. 4	審査中				
北海道	第255条の2 第2号	審査請求	知事	生活保護法第63条返還に対する不服	H26. 11. 18	審査中				
北海道	第255条の2 第2号	審査請求	知事	生活保護法第63条返還に対する不服	H26. 12. 22	審査中				
北海道	第255条の2 第2号	審査請求	知事	生活保護廃止処分に対する不服	H27. 1. 28	審査中				
北海道	第255条の2 第2号	審査請求	知事	生活保護法第78条返還に対する不服	H27. 2. 18	審査中				
北海道	第255条の2 第2号	審査請求	知事	生活保護廃止処分に対する不服	H27. 4. 20					H27.6.25 取下げ
北海道	第255条の2 第2号	審査請求	知事	生活保護法第78条返還に対する不服	H27. 5. 7	審査中				
北海道	第255条の2 第2号	審査請求	知事	生活保護変更処分に対する不服	H27. 6. 18	審査中				
北海道	第255条の2 第2号	審査請求	知事	生活保護変更処分に対する不服	H27. 6. 25	審査中				

都道府県名	該当条項	申立ての 種類	不服申立先	不服申立ての要旨	申立年月日	裁決又は 決定年月日	1	裁決又は決定の結果 要旨	提訴の内容	備考
北海道	第255条の2 第2号	審査請求	知事	生活保護変更処分に対する不服	H27. 8. 18	審査中				
北海道	第255条の2 第2号	審査請求	知事	生活保護停止処分に対する不服	H27. 8. 28	審査中				
北海道	第255条の2 第2号	審査請求	知事	生活保護法第63条返還に対する不服	Н27. 9. 28	審査中				
北海道	第255条の2 第2号	審査請求	知事	生活保護法第63条返還に対する不服	H27. 10. 5	審査中				
北海道	第255条の2 第2号	審査請求	知事	生活保護法第27条指示に対する不服	Н27. 11. 27	H28. 1. 20	却下	法第27条に基づく本件指示は行政 庁の処分その他公権力の行使に当 たる行為とはいえないから、審査 請求の対象とはならない。		
北海道	第255条の2 第2号	審査請求	知事	生活保護申請却下処分に対する不服	H28. 1. 4	審査中				
北海道	第255条の2 第2号	審査請求	知事	生活保護法第63条返還に対する不服	H28. 1. 14	審査中				
北海道	第255条の2 第2号	審査請求	知事	生活保護停止処分に対する不服	H28. 1. 21	審査中				
北海道	第255条の2 第2号	審査請求	知事	生活保護法第63条返還に対する不服	H28. 1. 22	審査中				
北海道	第255条の2 第2号	審査請求	知事	生活保護法による保護基準の一部改正 に伴う生活保護変更決定処分に対する 不服【185件】	H26. 5. 15 ~ H26. 5. 27	H27. 2. 12 ~ H28. 3. 15	棄却	法による保護は保護基準に基づいて行われるべきであり、かつそれをもって足りるのであるから、保護基準に基づいて行われた請求人に対する原処分は適法である。また、審査庁としては保護基準自体の違法又は不当を判断する権限を有しないのであるから、請求人のかかる主張は採用することはできない。	再審査請求158 件、H28.5.12提訴 18名	H26.4基 準改定に 伴う審査 請求
北海道	第255条の2 第2号	審査請求	知事	生活保護法による保護基準の一部改正 に伴う生活保護変更決定処分に対する 不服【185件】	H27. 5. 15 ~ H27. 8. 15	H27. 9. 18 ~ H28. 3. 29	棄却	法による保護は保護基準に基づいて行われるべきであり、かつそれをもって足りるのであるから、保護基準に基づいて行われた請求人に対する原処分は適法である。また、審査庁としては保護基準自体の違法又は不当を判断する権限を有しないのであるから、請求人のかかる主張は採用することはできない。	再審査請求137件	H27.4基 準改定に 伴う審査 請求

都道府県名	該当条項	申立ての種類	不服申立先	不服申立ての要旨	申立年月日	裁決又は 決定年月日	1	裁決又は決定の結果 要旨	提訴の内容	備考
北海道	第255条の2 第2号	審査請求	知事	生活保護法による保護基準の一部改正 に伴う生活保護変更決定処分に対する 不服【144件】	H27. 10. 22 ~ H27. 11. 27	H28. 1. 26 ————————————————————————————————————	棄却	法による保護は保護基準に基づいて行われるべきであり、かつそれをもって足りるのであるから、求しに対する原処分は適法である。また、審査庁としては保護基準限を有しないのであるから、請求人のかかる主張は採用することはできない。	再審查請求108件	H27.10基 準改定に 伴う審査 請求
北海道	第206条第2 項	審査請求	知事	退職手当支給制限処分の取消し	H26. 6. 10	H27. 8. 17	棄却	原処分は適法かつ正当なもの		
計	申立て:	26件					却下   2件     棄却   4件     処分取消   0件     行為撤廃   0件     変更命令   0件		提訴有り 3件	
茨城県	第255条の2 第2号	審査請求	知事	農地法第3条の不許可処分の取消し(鉾 田市農業委員会処分)	H28. 1. 18	審査中				
mH	申立て	1件					却下   0件     棄却   0件     処分取消   0件     行為撤廃   0件     変更命令   0件		提訴有り 0件	
栃木県	第255条の2 第1号	審査請求	厚生労働大 臣	緊急措置入院処分の取消し	H26.11.6	H27. 3. 11	却下	審査請求人は不服申立てをする法律上の利益を有する者とは認められない。		
栃木県	第255条の2 第1号	審査請求	厚生労働大 臣	措置入院処分の取消し	H27. 6. 17	H27. 8. 27	却下	審査請求人は不服申立てをする法 律上の利益を有する者とは認めら れない。		
栃木県	第255条の2 第2号	審査請求	知事	保護廃止決定処分の取消し	H26. 4. 21					H26.5.20 取下げ
栃木県	第255条の2 第2号	審査請求	知事	保護費返還決定処分の取消し	H26. 4. 21					H26.5.20 取下げ
栃木県	第255条の2 第2号	審査請求	知事	保護変更申請却下処分の取消し	H26. 5. 1	H26. 12. 18	棄却	審査請求人の主張に理由がなく、 処分に違法・不当な点なし		
栃木県	第255条の2 第2号	審査請求	知事	保護変更決定処分の取消し	H26. 5. 21	H26. 10. 14	却下	審査請求不適法		
栃木県	第255条の2 第2号	審査請求	知事	保護変更決定処分の取消し	H26. 5. 21	H26. 10. 14	棄却	審査請求人の主張に理由がなく、 処分に違法・不当な点なし		
栃木県	第255条の2 第2号	審査請求	知事	保護変更決定処分の取消し	H26. 6. 11	H26. 10. 6	処分取消	審査請求人の主張に理由がある		

都道府県名	該当条項	申立ての	不服申立先	不服申立ての要旨	申立年月日	裁決又は	表	裁決又は決定の結果 		備考
11/22/11/11/11		種類	1 /312 1 = 378	1/3// - 1/2/20	1 - 1 / 1 / 1	決定年月日		要旨	DCBT > 1 7 H	VII 3
栃木県	第255条の2 第2号	審査請求	知事	保護申請却下処分の取消し	H26. 8. 19	H27.1.20	棄却	審査請求人の主張に理由がなく、 処分に違法・不当な点なし		
栃木県	第255条の2 第2号	審査請求	知事	保護申請却下処分の取消し	H26. 10. 10	H27. 10. 6	処分取消	審査請求人の主張に理由がある		
栃木県	第255条の2 第2号	審査請求	知事	保護申請却下処分の取消し	H27. 2. 23	審査中				
栃木県	第255条の2 第2号	審査請求	知事	保護変更決定処分の取消し	H27. 4. 1	審査中				
栃木県	第255条の2 第2号	審査請求	知事	保護廃止決定処分の取消し	H27. 6. 2	H27. 9. 16	棄却	審査請求人の主張に理由がなく、 処分に違法・不当な点なし		
栃木県	第255条の2 第2号	審査請求	知事	保護費返還決定処分の取消し	H27. 7. 27	H28. 3. 30	棄却	審査請求人の主張に理由がなく、 処分に違法・不当な点なし		
栃木県	第255条の2 第2号	審査請求	知事	保護費返還決定処分の取消し	H27. 11. 24	審査中				
栃木県	第255条の2 第2号	審査請求	知事	保護廃止決定処分の取消し	H28. 2. 22	審査中				
栃木県	第255条の2 第2号	審査請求	知事	保護廃止決定処分の取消し	H28. 2. 25	審査中				
栃木県	第255条の2 第2号	審査請求	知事	保護変更決定処分の取消し	H28. 3. 31	審査中				
# <u></u>	申立て	18件					却下   3件     棄却   5件     処分取消   2件     行為撤廃   0件     変更命令   0件		提訴有り 0件	
群馬県	第231条の3 第5項	審査請求	知事	処分庁(群馬県警察本部長)が、 H26.11.4付けで審査請求人に対して 行った督促処分について、その処分の 取消しを求める。	H26. 12. 3	H27. 11. 16	棄却	本件督促処分は、地方自治法等の 規定に従い適正に決定されてお り、審査請求人の主張には理由が ない。		
群馬県	第206条第2項	審査請求	知事	退職手当支給制限処分の取消し	H26. 11. 21	H27. 11. 16	棄却	本件処分は、条例等の規定に従い 適正に決定されており、請求人の 主張には理由がないものと認めら れる		
計	申立て	2件					却下   0件     棄却   2件     処分取消   0件     行為撤廃   0件     変更命令   0件		提訴有り 0件	

都道府県名	該当条項	申立ての 種類	不服申立先	不服申立ての要旨	申立年月日	裁決又は 決定年月日	表	裁決又は決定の結果 要旨	提訴の内容	備考
埼玉県	第206条第3項	審査請求	知事	退職手当支給制限処分の取消し	H26. 4. 4	審査中				懲戒免職 処分につ いても 査請求中
埼玉県	第244条の4 第6項	再審査請求	知事	公の施設を利用する権利に関する市の 処分の取消	H26. 5. 2	H26. 8. 18	棄却	原処分には正当な理由が認められる。		
埼玉県	第255条の2 第2号	審査請求	知事	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 19条の3の規定に基づく改善命令に対す る審査請求	H27. 4. 16	H28. 1. 8	棄却	命令期間を変更する理由はない。		
埼玉県	第255条の2 第1号	審査請求	総務大臣	知事が行った一部事務組合の設立許可 処分の取消し	H27. 5. 12	H27. 10. 15	却下	本件許可は審査請求の対象となし うる処分に該当せず、また、審査 請求人らは審査請求人としての適 格を有していないため請求は不適 法である。		
埼玉県	第206条第3 項	審査請求	知事	退職手当支給制限処分の取消し	H28. 1. 20	審査中				
計	申立て	5件					却下   1件     棄却   2件     処分取消   0件     行為撤廃   0件     変更命令   0件		提訴有り 0件	
千葉県	第255条の2 第2号	審査請求	知事	児童扶養手当受給資格喪失処分の取り 消し	H26. 10. 20	H26. 12. 11	棄却	審査請求人の主張には理由がなく、違法。不当な点は認められない。		
千葉県	第255条の2 第2号	審査請求	知事	児童扶養手当受給資格喪失処分の取り 消し	Н27. 1. 5	H27. 2. 20	棄却	審査請求人の主張には理由がなく、違法。不当な点は認められない。		
千葉県	第255条の2 第2号	審査請求	知事	児童手当支給事由消滅処分の取消	H26. 11. 14	H27. 2. 25	棄却	審査請求人の主張には理由がな く、違法・不当な点は認められな い。		
千葉県	第255条の2 第2号	審査請求	知事	児童手当認定処分の取消	H27. 1. 18	H27. 3. 16	棄却	審査請求人の主張には理由がな く、違法・不当な点は認められな い。		
千葉県	第255条の2 第2号	審査請求	知事	児童手当認定処分の取消	H27. 2. 26	H27. 4. 27	棄却	審査請求人の主張には理由がな く、違法・不当な点は認められな い。		
千葉県	第255条の2 第2号	審査請求	知事	児童手当支給事由消滅処分の取消	H27. 3. 26	H27. 5. 19	棄却	審査請求人の主張には理由がな く、違法・不当な点は認められな い。		
千葉県	第255条の2 第2号	審査請求	知事	児童手当認定請求却下処分の取消	H27. 4. 3	H27. 6. 10	却下	審査請求期間を超過した後に提起された。		

都道府県名	該当条項	申立ての 種類	不服申立先	不服申立ての要旨	申立年月日	裁決又は 決定年月日	#	競決又は決定の結果 要旨	提訴の内容	備考
千葉県	第206条第2 項	審査請求	知事	退職手当支給制限処分の取消し	H27. 5. 25	審査中				
千葉県	第244条の4 第6項	再審査請求	知事	公の施設の利用変更許可の取消しを求める審査請求を却下することを内容とする原裁決の取消し	H27. 6. 20	H27. 10. 15	棄却	原裁決に違法又は不当はない。		
千葉県	第244条の4 第6項	再審査請求	知事	公の施設の利用変更許可の取消しを求める審査請求を却下することを内容とする原裁決の取消し	H27. 6. 29	H27. 10. 15	棄却	原裁決に違法又は不当はない。		
千葉県	第255条の2 第2号	審査請求	知事	児童手当認定処分の取消し	H27. 7. 8	H27. 8. 11	却下	不服申立期間経過		
千葉県	第244条の4 第6項	再審査請求	知事	公の施設の利用変更許可の取消しを求める審査請求を却下することを内容とする原裁決の取消し	H27. 7. 12	H27. 10. 15	棄却	原裁決に違法又は不当はない。		
千葉県	第255条の2 第2号	審査請求	知事	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自律の支援に関する法律第14条4項及び生活保護法第63条に基づく費用返還決定の取消し	H27. 7. 31	H27. 10. 20	却下	不服申立ての利益がない。		
千葉県	第255条の2 第2号	審査請求	知事	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自律の支援に関する法律第14条4項及び生活保護法第63条に基づく費用返還決定の取消し	H27. 7. 31	H27. 10. 20	却下	不服申立ての利益がない。		
千葉県	第255条の2 第2号	審査請求	知事	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並 びに永住帰国した中国残留邦人等及び 特定配偶者の自律の支援に関する法律 第14条4項及び生活保護法第25条第2項 に基づく住宅支援給付変更決定の取消 し	H27. 7. 31	H27. 10. 20	才味	不服申立ての利益がない。		
千葉県	第206条第2 項	審査請求	知事	退職手当支給制限処分の取消し	H27. 8. 7	審査中				
千葉県	第244条の4 第6項	再審査請求	知事	公の施設の利用禁止処分の取消しを求める審査請求を却下することを内容と する原裁決の取消し	H27. 8. 8	H27. 10. 15	棄却	原裁決に違法又は不当はない。		
千葉県	第255条の2 第2号	審査請求	知事	児童扶養手当支給停止処分の取消し	H27. 9. 5	H27. 12. 28	棄却	原処分に違法又は不当はない。		
千葉県	第255条の2 第2号	審査請求	知事	児童手当額改定処分の取消し	H27. 9. 29	HH27. 12. 17	棄却	原処分に違法又は不当はない。		
千葉県	第255条の2 第2号	審査請求	知事	児童扶養手当支給停止処分の取消し	H27. 11. 11	H28. 1. 28	棄却	原処分に違法又は不当はない。		

都道府県名	該当条項	申立ての	不服申立先	不服申立ての要旨	申立年月日	裁決又は	表	裁決又は決定の結果 <u></u>	提訴の内容	備考
an and an a	10.1-11.71	種類	7 7374 7 == 5 2		1 1 / 2 1 /	決定年月日		要旨	2001	5113 3
千葉県	第255条の2 第2号	審査請求	知事	生活保護法第63条に基づく費用返還決 定の取消し	H27. 11. 20					取下げ
千葉県	第255条の2 第2号	審査請求	知事	児童手当特例給付事由消滅処分の取消 し	H27. 12. 2	H28. 2. 29	処分取消	理由不備		
千葉県	第255条の2 第2号	審査請求	知事	生活保護法第63条に基づく費用返還決 定の取消し	H27. 12. 23	審査中				
千葉県	第255条の2 第2号	審査請求	知事	特別児童扶養手当認定請求却下処分の 取消し	H28. 3. 3	審査中				
千葉県	第255条の2 第2号	審査請求	知事	生活保護変更決定の取消し	H28. 3. 7	審査中				
千葉県	第255条の2 第2号	審査請求	知事	生活保護変更決定の取消し	H28. 3. 29	審査中				
計	申立て	26件					却下   5件     棄却   13件     処分取消   1件     行為撤廃   0件     変更命令   0件		提訴有り 0件	
東京都	第206条第1 項	審査請求	知事	退職手当支給制限処分に対する不服	H26. 4. 14	H28. 6. 24	棄却	請求人の主張に理由がない、その 他違法・不当な点はない。	H28.3.16 処分取 消しを求めて出訴	
東京都	第231条の3 第5項	審査請求	知事	下水道使用料に係る督促状に対する不 服	H26. 5. 9	H28. 11. 14	棄却	請求人の主張に理由がない、その 他違法・不当な点はない。		
東京都	第229条第2 項	審査請求	知事	埋蔵施設管理料に係る納入通知に対す る不服	H26. 7. 22	H27. 3. 9	棄却	請求人の主張に理由がない、その 他違法・不当な点はない。		
東京都	第229条第2 項	審査請求	知事	埋蔵施設管理料に係る納入通知に対す る不服	H26. 7. 22	H27. 3. 9	却下	法律上の利益を有しない者による 審査請求		
東京都	第206条第1 項	異議申立て	知事	退職手当支給制限処分に対する不服	H26. 7. 29	H27. 3. 11	棄却	請求人の主張に理由がない、その 他違法・不当な点はない。		
東京都	第231条の3 第5項	審査請求	知事	埋蔵施設管理料に係る督促処分に対す る不服	H27. 9. 30	H28. 4. 7	棄却	請求人の主張に理由がない、その 他違法・不当な点はない。		
東京都	第244条の4 第1項	審査請求	知事	区立住宅使用不許可処分に対する不服	H28. 1. 4	H28. 6. 8	棄却	請求人の主張に理由がない、その 他違法・不当な点はない。		
計	申立て	7件					却下   1件     棄却   6件     処分取消   0件     行為撤廃   0件     変更命令   0件		提訴有り 1件	

都道府県名	該当条項	申立ての	不服申立先	不服申立ての要旨	申立年月日	裁決又は	1	裁決又は決定の結果		備考
神奈川県	第244条の4 第1項	審査請求	知事	他社のタクシー発着施設占有許可決定 の取消及び自社の不許可決定の取消等 を求める。	H27. 10. 29	決定年月日 H28. 3. 25	処分取消	要旨 裁量権の濫用が認められ、原処分 は違法であると言わざるを得な い。	DEBLOOT 147	別の審査 請求にの審査 の審査 の審査 の審査 の事が に3件申 立てされ
神奈川県	第244条の4 第1項	審査請求	知事	他社のタクシー発着施設占有許可決定 の取消及び自社の不許可決定の取消等 を求める。	H27. 10. 29	H28. 3. 25	処分取消	裁量権の濫用が認められ、原処分 は違法であると言わざるを得な い。		た。
神奈川県	第244条の4 第1項	審査請求	知事	他社のタクシー発着施設占有許可決定 の取消及び自社の不許可決定の取消等 を求める。	H27. 10. 29	H28. 3. 25	処分取消	裁量権の濫用が認められ、原処分 は違法であると言わざるを得な い。		同上
神奈川県	第238条の7 第1項	審査請求	知事	行政財産の目的外使用に係る不許可処 分の取消を求める。	H28. 3. 4	審査中				
計	申立て	4件					却下   0件     棄却   0件     処分取消   3件     行為撤廃   0件     変更命令   0件		提訴有り 0件	
富山県	第255条の2 第2号	審査請求	知事	児童手当支給事由消滅処分	H26. 12. 17	H27. 3. 31	却下	請求人が取消しを求めている処分 は処分庁において取り消されてお り、取消しを求める法律上の利益 はなく、本審査請求は不適法であ る。		
富山県	第255条の2 第2号	審査請求	知事	児童扶養手当受給資格喪失処分	H27. 4. 30	H28. 4. 4	処分取消	本件処分には手続上の瑕疵がある。		
計	申立て	2件					却下   1件     棄却   0件     処分取消   1件     行為撤廃   0件     変更命令   0件		提訴有り 0件	

都道府県名	該当条項	申立ての	不服申立先	不服申立ての要旨	申立年月日	裁決又は	表	<b>送決又は決定の結果</b>	提訴の内容	備考
	<b></b>	種類	个服甲五光	小版中立しの姿盲	中立年月日	決定年月日		要旨	(	佣布
山梨県	第206条第1項	審査請求	知事	退職手当支給制限処分の取り消し	H28. 3. 15					人会る職審が行いめ査結認決を予事に懲処査併わる、請果後手進定委対戒分請せれた同求を、続め。員す免の求てて 審の確裁きる
n <del>i</del> .	申立て	1件					却下   0件     棄却   0件     処分取消   0件     行為撤廃   0件     変更命令   0件		提訴有り 0件	
長野県	第206条第2項	審査請求	知事	長野県教育委員会が行った退職手当支 給制限処分を取り消すとの裁決を求め る。	H26. 5. 30	審査中				懲処い委審がて人会後案をる戒分で員査出い事のにの開。免に人会請さる委裁本審始職つ事に求れ。員決事査す
長野県	第206条第2項	審査請求	知事	長野県教育委員会が行った退職手当支 給制限処分を取り消すとの裁決を求め る。	H27. 7. 24	H28. 7. 19	棄却	本件処分は社会通念上著しく妥当 を欠いて裁量権の範囲を逸脱し、 これを濫用したものではない。 請求人の主張は理由がない。		
<b>≅</b> †	申立て:	2件					却下   0件     棄却   1件     処分取消   0件     行為撤廃   0件     変更命令   0件		提訴有り 0件	

都道府県名	該当条項	申立ての 種類	不服申立先	不服申立ての要旨	申立年月日	裁決又は 決定年月日	#	成決又は決定の結果 要旨	提訴の内容	備考
岐阜県	第231条の3 第1項	審査請求		授業を受ける権利を与えられていない ため、授業料債権は存在しない。	H26. 8. 7	H27. 3. 24	棄却	処分に違法又は不当な点はない。 請求人の主張には理由がない。		
計	申立て	1件					却下   0件     棄却   1件     処分取消   0件     行為撤廃   0件     変更命令   0件		提訴有り 0件	
静岡県	第206条第2 項	審査請求	知事	退職手当の支給制限(全額不支給)の 取消しを求める。	H27. 8. 28	審査中				
計	申立て	1件					却下   0件     棄却   0件     処分取消   0件     行為撤廃   0件     変更命令   0件		提訴有り 0件	
愛知県	第206条第2 項	審査請求	知事	退職手当支給制限処分の取消し	H26. 7. 9	審査中				
計	申立て	1件					却下   0件     棄却   0件     処分取消   0件     行為撤廃   0件     変更命令   0件		提訴有り 0件	
滋賀県	第255条の2 第2号	審査請求	知事	児童手当認定処分の取消し	H26. 8. 17	H26. 9. 18	棄却	児童手当法8条3項の「やむを得な い理由」はなく、本件処分に違 法・不当な点はない。		
滋賀県	第255条の2 第2号	審査請求	知事	児童手当認定処分の取消し	H26. 8. 28	H26. 9. 19	棄却	児童手当法8条3項の「やむを得ない理由」はなく、本件処分に違 法・不当な点はない。		
滋賀県	第255条の2 第2号	審査請求	知事	児童手当認定処分の取消し	H26. 9. 27	H26. 12. 26	棄却	児童手当法8条3項の「やむを得な い理由」はなく、本件処分に違 法・不当な点はない。		
滋賀県	第255条の2 第2号	審査請求	知事	児童手当認定処分の取消し	H26. 12. 5	H27. 2. 4	棄却	児童手当法8条3項の「やむを得な い理由」はなく、本件処分に違 法・不当な点はない。		
滋賀県	第255条の2 第2号	審査請求	知事	農地所有権移転不許可処分の取消し	H26. 12. 22	H27. 3. 11	処分取消	本件処分の理由の提示が不十分で ある。		
滋賀県	第206条第1項	異議申立て	知事	退職手当支給制限処分の取消し	H26. 12. 25	H28. 6. 30	棄却	本件処分は合理的な理由に基づく ものであり、裁量権の逸脱はな く、異議申立てには理由がない。		

都道府県名	該当条項	申立ての種類	不服申立先	不服申立ての要旨	申立年月日	裁決又は 決定年月日	<b>1</b>	裁決又は決定の結果 - 要旨	提訴の内容	備考
滋賀県	第255条の2 第2号	審査請求	知事	児童扶養手当支給停止処分の取消し	H27. 5. 21	H27. 12. 22	棄却	審査請求人が扶養されるに至って おり、本件処分に違法・不当な点 はない。		
計	申立て	7件					却下   0件     棄却   6件     処分取消   1件     行為撤廃   0件     変更命令   0件		提訴有り 0件	
京都府	第206条第3 項	審査請求	知事	京都府警察本部長が行った退職手当支 給制限処分(全部不支給)は不当とし て取消を求めるもの	H26. 10. 27	審査中				
京都府	第255条の2 第2号	審査請求	知事	処分庁による農地法第18条の規定によ る不許可処分の取消	H27. 10. 19	審査中			処分庁に対する取 消訴訟の提起あり	処分 け、 政 お 定 都 市 都 市
京都府	第255条の2 第2号	審査請求	知事	処分庁による農地法第18条の規定によ る不許可処分の取消	H28. 1. 8	審査中				処分庁 は、政令 指定都市 である京 都市
京都府	第255条の2 第2号	審査請求	知事	処分庁による農地法第18条の規定による不許可処分の取消	H28. 2. 3	審査中				処分庁 は、政令 指定都市 で都市
計	申立て	4件					却下   0件     棄却   0件     処分取消   0件     行為撤廃   0件     変更命令   0件		提訴有り 1件	
大阪府	第255条の2 第2号	審査請求	知事	児童手当支給事由消滅に納得いかない	H26. 5. 8	H26. 9. 18	処分取消	支給事由消滅処分取消		
大阪府	第255条の2 第2号	審査請求	知事	児童手当の変更手続きについて聞いて いなかった	H26. 7. 16	H26. 9. 26	棄却	支給事由消滅処分に違法不当な点はない		
大阪府	第255条の2 第2号	審査請求	知事	児童手当支給事由消滅(同居優先)に 納得いかない	H26. 7. 22	H26. 11. 11	棄却	支給事由消滅処分に違法不当な点はない		
大阪府	第255条の2 第2号	審査請求	知事	拘禁による子ども手当、児童手当の支 給事由消滅処分が納得いかない	H26. 8. 8	H26. 12. 12	棄却	処分日を変更し、処分の取消請求 は理由がない		
大阪府	第255条の2 第2号	審査請求	知事	子ども手当認定取消処分に納得できな い	H27. 1. 28	H28.7.8	棄却	処分に違法不当な点はない		
大阪府	第255条の2 第2号	審査請求	知事	児童手当認定通知の内容に納得できない	H27. 3. 19	H27. 7. 10	却下	審査請求が60日以内にされなかった		

都道府県名	該当条項	申立ての種類	不服申立先	不服申立ての要旨	申立年月日	裁決又は 決定年月日	#	裁決又は決定の結果 要旨	提訴の内容	備考
大阪府	第255条の2 第2号	審査請求	知事	児童手当支給事由消滅処分は違法不当 であり取消しを求める	H27. 6. 28	H27. 12. 17	棄却	処分に違法不当な点はない		
大阪府	第255条の2 第2号	審査請求	知事	児童手当認定処分における不支給期間 に納得いかない	H27. 10. 29	H28. 2. 25	棄却	処分に違法不当な点はない		
大阪府	第255条の2 第2号	異議申立	知事	児童手当認定処分における不支給期間 に納得いかない	H28. 2. 15	H28.7.8	棄却	処分に違法不当な点はない		
大阪府	第206条第1項	審査請求	知事	高槻市が申立人に対して行った退職手 当の全額返納の処分は、理由の提示要 件を欠いた違法な処分であり、裁量権 の逸脱および濫用であるから取り消さ れるべきである。	H26. 7. 23	H27. 6. 9	棄却	公務員であった者に対しての処分については、行政手続条例第14条第1項の理由の提示は適用除外とされている。また、退職金返納制度の趣旨おび本件処分に係る非違行為の重大性から鑑みるに、本件処分について、裁量権の逸脱・性処分について、裁量をとはできない。よって、本件審査請求には理由がないため、棄却する。		
計	申立て1	.0件					却下   1件     棄却   8件     処分取消   1件     行為撤廃   0件     変更命令   0件		提訴有り 0件	
奈良県	第255条の2 第2号	審査請求	知事	生活保護法法第78条徴収金決定処分の 取消	H27. 11. 12	H28. 4. 6	棄却	本件処分の不当・違法性は認めら れない。		
奈良県	第255条の2 第1号	審査請求	厚生労働大 臣	精神保健及び精神障害者福祉に関する 法律第34条第1項の規定に基づく移送処 分の取消し	H26. 6. 18	H26. 12. 25	却下	審査請求人に不服申立てをする法律上の利益がなく、不服申立適格を欠き不適法。		
奈良県	第255条の2 第1号	審査請求	厚生労働大 臣	精神保健及び精神障害者福祉に関する 法律第29条第1項の規定に基づく措置入 院処分の取消し	H26. 11. 22	Н27. 4. 7	棄却	本件処分に違法不当の点がなく、 審査請求に理由がない。		
奈良県	第255条の2 第1号	審査請求	厚生労働大 臣	精神保健及び精神障害者福祉に関する 法律第29条の2第1項に基づく緊急措置 入院処分の取消し	Н27. 5. 1	H27. 7. 16	却下	審査請求人に不服申立てをする法律上の利益がなく、不服申立適格を欠き不適法。		
奈良県	第255条の2 第1号	審査請求	厚生労働大 臣	精神保健及び精神障害者福祉に関する 法律第29条第1項の規定に基づく措置入 院処分の取消し	H27. 9. 18	H27. 12. 21	却下	審査請求人に不服申立てをする法律上の利益がなく、不服申立適格を欠き不適法。		
奈良県	第255条の2 第1号	審査請求	厚生労働大 臣	精神保健及び精神障害者福祉に関する 法律第34条第1項の規定に基づく移送処 分の取消し	H27. 10. 7	H27. 12. 21	却下	審査請求人に不服申立てをする法律上の利益がなく、不服申立適格を欠き不適法。		
奈良県	第255条の2 第1号	審査請求	厚生労働大 臣	精神保健及び精神障害者福祉に関する 法律第29条第1項の規定に基づく措置入 院処分の取消し	H27. 10. 13	Н28. 2. 3	却下	審査請求人に不服申立てをする法律上の利益がなく、不服申立適格を欠き不適法。		

都道府県名	該当条項	申立ての 種類	不服申立先	不服申立ての要旨	申立年月日	裁決又は 決定年月日	<i>₹</i>	裁決又は決定の結果 要旨	提訴の内容	備考
奈良県	第255条の2 第1号	審査請求	厚生労働大 臣	精神保健及び精神障害者福祉に関する 法律第29条第1項の規定に基づく措置入 院処分の取消し	H28. 1. 18	H28. 4. 28	却下	審査請求人に不服申立てをする法 律上の利益がなく、不服申立適格 を欠き不適法。		
奈良県	第255条の2 第2号	審査請求	知事	予防接種法第15条第1項に基づく予防接 種健康被害救済給付に関する不支給決 定処分の取消し	H27. 10. 28	H28. 9. 27	棄却	本件処分に違法の点がなく、審査 請求に理由がない。		
計	申立て	9件					却下   6件     棄却   3件     処分取消   0件     行為撤廃   0件     変更命令   0件		提訴有り 0件	
和歌山県	第206条第1 項	異議申立て	知事	退職手当支給制限処分の取消し	H27. 9. 11	審査中				
計	申立て	1件					却下   0件     棄却   0件     処分取消   0件     行為撤廃   0件     変更命令   0件		提訴有り 0件	
岡山県	第255条の2 第2号	審査請求	知事	土地区画整理法第77条第2項による移転除却の通知・照会に対する処分取消	H27. 4. 27					H27.9.3 取下げ
岡山県	第255条の2 第2号	審査請求	知事	土地区画整理法第77条第2項による移転 除却の通知・照会に対する処分取消	H27. 4. 27					H27.9.3 取下げ
岡山県	第255条の2 第2号	審査請求	知事	土地区画整理法第77条第2項による移転 除却の通知・照会に対する処分取消	H27. 4. 27	Н27. 9. 1	棄却	違法又は不当と認められない。		
岡山県	第255条の2 第2号	審查請求	知事	農地法第18条第1項による農地賃貸借の 解約の申入れの許可処分の取消し	H27. 7. 30	H28. 4. 21	処分取消	請求人には耕作を継続する意思があり、賃貸人においては、解約後の農地の適正かつ効率的な利用が認められないこと等		
######################################	申立て	4件					却下   0件     棄却   1件     処分取消   1件     行為撤廃   0件     変更命令   0件		提訴有り 0件	
広島県	第255条の2 第2号	審査請求	知事	被爆者健康手帳申請に係る却下処分の取消	Н26. 4. 7	H26. 10. 31	棄却	処分庁が、審査請求人は被爆者援 護法第1条に該当しないとして 行った処分に違法又は不当な点は ない。		
広島県	第255条の2 第2号	審査請求	知事	被爆者健康手帳申請に係る却下処分の取消	H26. 5. 7	H26. 9. 25	棄却	処分庁が、審査請求人は被爆者援 護法第1条に該当しないとして 行った処分に違法又は不当な点は ない。		

都道府県名	該当条項	申立ての	不服申立先	不服申立ての要旨	申立年月日	裁決又は		裁決又は決定の結果		備考
加地州州和	-	種類	TUKT工厂	TMKT立くの女日		決定年月日		要旨	ルルトペント・14日	カー・カー・
広島県	第255条の2 第2号	審査請求	知事	被爆者健康手帳申請に係る却下処分の取消	Н26. 7. 3	H27. 1. 20	棄却	処分庁が、審査請求人は被爆者援 護法第1条に該当しないとして 行った処分に違法又は不当な点は ない。		
広島県	第255条の2 第2号	審查請求	知事	被爆者健康手帳申請に係る却下処分の取消	Н26. 7. 9	H27. 1. 20	棄却	処分庁が、審査請求人は被爆者援 護法第1条に該当しないとして 行った処分に違法又は不当な点は ない。		
広島県	第255条の2 第2号	審査請求	知事	被爆者健康手帳申請に係る却下処分の 取消	Н26. 9. 8	H27. 3. 12	棄却	処分庁が、審査請求人は被爆者援 護法第1条に該当しないとして 行った処分に違法又は不当な点は ない。		
広島県	第255条の2 第2号	審査請求	知事	被爆者健康手帳申請に係る却下処分の 取消	H26. 12. 17	審査中				
広島県	第255条の2 第2号	審査請求	知事	被爆者健康手帳申請に係る却下処分の 取消	H27. 2. 13	審査中				
広島県	第255条の2 第2号	審査請求	知事	被爆者健康手帳申請に係る却下処分の 取消	H27. 3. 16	審査中				
広島県	第255条の2 第2号	審査請求	知事	被爆者健康手帳申請に係る却下処分の 取消	H27. 3. 16	審査中				
広島県	第255条の2 第2号	審査請求	知事	被爆者健康手帳申請に係る却下処分の 取消	H27. 3. 16	審査中				
広島県	第255条の2 第2号	審査請求	知事	被爆者健康手帳申請に係る却下処分の 取消	H27. 3. 16	審査中				
広島県	第255条の2 第2号	審査請求	知事	被爆者健康手帳申請に係る却下処分の 取消	H27. 3. 30	審査中				
広島県	第255条の2 第2号	審査請求	知事	被爆者健康手帳申請に係る却下処分の 取消	H27. 4. 22	審査中				
広島県	第255条の2 第2号	審査請求	知事	被爆者健康手帳申請に係る却下処分の 取消	H27. 6. 10	審査中				
広島県	第255条の2 第2号	審査請求	知事	被爆者健康手帳申請に係る却下処分の 取消	H27. 6. 30	審査中				
広島県	第255条の2 第2号	審査請求	知事	被爆者健康手帳申請に係る却下処分の 取消	H27. 11. 16	審査中				
広島県	第255条の2 第2号	審査請求	知事	被爆者健康手帳申請に係る却下処分の 取消	H27. 12. 14	審査中				
広島県	第255条の2 第2号	審査請求	知事	被爆者健康手帳申請に係る却下処分の 取消	H28. 1. 4	審査中				

都道府県名	該当条項	申立ての 種類	不服申立先	不服申立ての要旨	申立年月日	裁決又は 決定年月日		裁決又は決定の結果 要旨	提訴の内容	備考
広島県	第255条の2 第2号	審査請求	知事	原爆医療特別手当失権処分の取消	H26. 8. 10	<u> </u>		安日		H26.11.2 6取下げ
広島県	第255条の2 第2号	審査請求	知事	原爆医療特別手当失権処分の取消	H26. 7. 24	H27. 4. 8	棄却	処分庁が審査請求人は被爆者援護 法第24条に該当しないとして行っ た処分に違法または不当な点はな い。		
広島県	第255条の2 第2号	審査請求	知事	原爆医療特別手当失権処分の取消	H26. 8. 7	H27. 5. 14	棄却	処分庁が審査請求人は被爆者援護 法第24条に該当しないとして行っ た処分に違法または不当な点はな い。		
広島県	第255条の2 第2号	審査請求	知事	原爆医療特別手当失権処分の取消	H26. 7. 28	H27. 5. 14	棄却	処分庁が審査請求人は被爆者援護 法第24条に該当しないとして行っ た処分に違法または不当な点はな い。		
広島県	第255条の2 第2号	審査請求	知事	原爆医療特別手当失権処分の取消	H26. 8. 5	H27. 5. 14	棄却	処分庁が審査請求人は被爆者援護 法第24条に該当しないとして行っ た処分に違法または不当な点はな い。		
広島県	第255条の2 第2号	審査請求	知事	原爆医療特別手当失権処分の取消	H26. 8. 22	H27. 5. 20	棄却	処分庁が審査請求人は被爆者援護 法第24条に該当しないとして行っ た処分に違法または不当な点はな い。		
広島県	第255条の2 第2号	審査請求	知事	原爆医療特別手当失権処分の取消	H26. 9. 18	H27. 5. 20	棄却	処分庁が審査請求人は被爆者援護 法第24条に該当しないとして行っ た処分に違法または不当な点はな い。		
広島県	第255条の2 第2号	審査請求	知事	原爆医療特別手当失権処分の取消	H27. 4. 18	H28. 5. 10	棄却	処分庁が審査請求人は被爆者援護 法第24条に該当しないとして行っ た処分に違法または不当な点はな い。		
広島県	第255条の2 第2号	審査請求	知事	原爆医療特別手当失権処分の取消	H27. 7. 31	H28. 5. 10	棄却	処分庁が審査請求人は被爆者援護 法第24条に該当しないとして行っ た処分に違法または不当な点はな い。		
広島県	第255条の2 第2号	審査請求	知事	原爆医療特別手当失権処分の取消	H27. 7. 27					H28.5.2 取下げ
広島県	第255条の2 第2号	審査請求	知事	原爆医療特別手当失権処分の取消	H27. 7. 24	審査中				
広島県	第255条の2 第2号	審査請求	知事	原爆医療特別手当失権処分の取消	H27. 9. 4	H28. 5. 10	棄却	処分庁が審査請求人は被爆者援護 法第24条に該当しないとして行っ た処分に違法または不当な点はな い。		
広島県	第255条の2 第2号	審査請求	知事	原爆医療特別手当失権処分の取消	H27. 12. 18	H28. 8. 5	却下	審査請求期間を徒過しており、不適法である。		

都道府県名	該当条項	申立ての 種類	不服申立先	不服申立ての要旨	申立年月日	裁決又は 決定年月日	#	成決又は決定の結果 要旨	提訴の内容	備考
広島県	第255条の2 第2号	審査請求	知事	原爆医療特別手当失権処分の取消	H28. 1. 12	審査中		ДР		
広島県	第255条の2 第2号	審査請求	知事	原爆健康管理手当認定申請却下処分の 取消	H28. 1. 2	審査中				
広島県	第255条の2 第1号	審査請求	農林水産大 臣	漁業許可の制限又は条件の取消しを求める。	H26. 10. 20	H27. 4. 30	棄却	本件制限条件を付したことには十 分な合理性が認められる。		
広島県	第255条の2 第1号	審査請求	農林水産大 臣	漁業許可の制限又は条件の取消しを求 める。	H27. 10. 26	H28. 8. 31	棄却	本件制限条件を付したことには十 分な合理性が認められる。		
広島県	第255条の2 第2号	審査請求		広島市監査委員が行った措置請求に対 する却下決定の取消しを求める。	H27. 3. 4	H27. 6. 1	却下	審査請求の対象となる行政処分が存在せず、審査請求は不適法。		
広島県	第255条の2 第2号	審査請求		広島市監査委員が行った措置請求に対 する棄却決定の取消しを求める。	H27. 3. 4	H27. 6. 1	却下	審査請求の対象となる行政処分が 存在せず、審査請求は不適法。		
計	申立て	37件					却下   3件     棄却   16件     処分取消   0件     行為撤廃   0件     変更命令   0件		提訴有り 0件	
徳島県	第127条第4 項において 準用する第 118条第5項	審査の申立て		申立人について選挙前3か月間において 町内に生活の本拠がなく被選挙権を有 しないとした町議会の決定は誤ってい る。	H26. 8. 28	H27. 3. 11	棄却	申立人について選挙前3か月間に おいて町内に生活の本拠があった とは認められない。		H27.3.27 町に決しし取求 128.4.22 徳判決取しとある。 128.5.高へ 128.5.高へ 128.5.高へ 128.5.高へ 128.5.高へ 128.5.高へ 128.5.高へ
徳島県	第238条の7 第1項	審査請求	知事	使用許可処分の対象となった土地の中 に第三者である請求人の所有地が含ま れている。	H27. 1. 15	審査中				
計	申立て	2件					却下   0件     棄却   1件     処分取消   0件     行為撤廃   0件     変更命令   0件		提訴有り 0件	

都道府県名	該当条項	申立ての	不服申立先	不服申立ての要旨	申立年月日	裁決又は	表	裁決又は決定の結果	提訴の内容	備考
마스트/13 기자기	アコルス	種類	1 /JIX 1: 35/L	1 JIK 1 - 2 CO X F	- <del>-</del> 171 H	決定年月日		要旨	TVC BAL A ST TATE	VIII J
高知県	第206条第1項	異議申立て	知事	酒気帯び運転による懲戒免職者への退 職手当支給制限処分の取消し	H26. 9. 5	H26. 10. 24	棄却	異議申立てには理由がないと認め られる。	H27.1.21 出訴 H27.9.25 高知地 裁判決 (内容: 一般の退 職手当ないを 支給処分 す。) H27.10.8 県控訴 H28.3.25 高松 (内容: 原判控訴 人の消求を 取り消求を 取りが請求を 取りの請 と訴 人の。) H28.4.7 上告	
≅H	申立て	1件					却下   0件     棄却   1件     処分取消   0件     行為撤廃   0件     変更命令   0件		提訴有り 1件	
福岡県	第206条第3 項	審査請求	知事	退職手当支給制限処分の取消	H27. 12. 25	審査中				
福岡県	第255条の2 第2号	審査請求	知事	児童手当認定処分の取消	H26. 10. 6	H27. 7. 17	棄却	原処分に違法な点なし		
福岡県	第255条の2 第2号	審査請求	知事	児童手当認定処分の取消	H27. 1. 28	H27. 6. 25	棄却	原処分に違法な点なし		
福岡県	第255条の2 第2号	審査請求	知事	児童手当認定処分の取消	H27. 5. 1	H27. 11. 16	棄却	原処分に違法な点なし		
福岡県	第255条の2 第2号	審査請求	知事	児童手当認定処分の取消	Н27. 9. 25	H28. 2. 17	棄却	原処分に違法な点なし		
福岡県	第255条の2 第2号	審査請求	知事	児童手当認定処分の取消	H28. 1. 26	H28. 7. 29	棄却	原処分に違法な点なし		
福岡県	第255条の2 第2号	審査請求	知事	児童手当支給事由消滅処分の取消	H28. 2. 8	H28. 7. 15	棄却	原処分に違法な点なし		
計	申立て	7件					却下   0件     棄却   6件     処分取消   0件     行為撤廃   0件     変更命令   0件		提訴有り 0件	

都道府県名	該当条項	申立ての 種類	不服申立先	不服申立ての要旨	申立年月日	裁決又は 決定年月日	表	<b>は決又は決定の結果</b>	提訴の内容	備考
長崎県	第206条第2項	審査請求	知事	教育委員会が行った一般の退職手当等 の全部を支給しないこととする処分の 取消しを求める。	Н27. 4. 3	沃廷年月日 H28.6.9	棄却	要旨 本件処分は条例等の規定に従い適 正に決定されている。	H28. 6. 10出訴 係属中	
長崎県	第206条第2項	審査請求	知事	教育委員会が行った一般の退職手当等 の全部を支給しないこととする処分の 取消しを求める。	H27. 6. 25	H28. 6. 9	棄却	本件処分は条例等の規定に従い適 正に決定されている。		
長崎県	第206条第2 項	審査請求	知事	教育委員会が行った一般の退職手当等 の全部を支給しないこととする処分の 取消しを求める。	H28. 2. 15	審査中				
長崎県	第206条第2 項	審査請求	知事	教育委員会が行った一般の退職手当等 の全部を支給しないこととする処分の 取消しを求める。	H28. 2. 19	審査中				
長崎県	第255条の2 第2号	審査請求	知事	被爆者援護法に基づく医療特別手当支 給に対する失権処分の取消し	H27. 6. 25	H27. 10. 22	棄却	処分庁の処分について何ら違法又 は不当な点はなく、審査請求には 理由がない。		
長崎県	第255条の2 第2号	審査請求	知事	被爆者援護法に基づき長崎市長が行 なった被爆者健康手帳交付申請に対す る却下処分の取消し	H27. 8. 19	審査中				
長崎県	第255条の2 第2号	審査請求	知事	被爆者援護法に基づき長崎市長が行 なった被爆者健康手帳交付申請に対す る却下処分の取消し	H27. 11. 10	審査中				
長崎県	第255条の3 第3項	審査請求	知事	市が行った市の社会体育施設の設置及び管理に関する条例第13条の規定に基づく過料処分の取消しを求める。	H26. 9. 22	H27. 2. 12	棄却	本件処分は条例等の規定に従い適 正に決定されている。		
計	申立て	8件					却下   0件     棄却   4件     処分取消   0件     行為撤廃   0件     変更命令   0件		提訴有り 1件	
熊本県	第206条第2項	審査請求	知事	退職手当の全部不支給決定は違法・不 当である。	H26. 4. 30	H27. 11. 26	棄却	処分庁(熊本県教育委員会)は、熊本県職員等退職手当支給条例等の規定に基づき、本件非違の内容及び程度、職務及び責任等を勘案のうえ、退職手当の全部不支給を決定しており、本件処分に違法又は不当な点は認められない。		

都道府県名	該当条項	申立ての 種類	不服申立先	不服申立ての要旨	申立年月日	裁決又は 決定年月日		裁決又は決定の結果 要旨	提訴の内容	備考
熊本県	第206条第3項	審查請求	知事	退職手当の全部不支給決定は違法・不 当である。	H26. 5. 8	H27. 11. 26	棄却	処分庁(熊本県教育委員会)は、 熊本県職員等退職手当支給条例等 の規定に基づき、本件非違の内容 及び程度等を勘案のうえ、退職手 当の全部不支給を決定しており、 本件処分に違法又は不当な点は認 められない。		
計	申立て	2件					却下   0件     棄却   2件     処分取消   0件     行為撤廃   0件     変更命令   0件		提訴有り 0件	
宮崎県	第255条の2 第2号	審査請求	知事	農業委員会がした農地法第3条第1項に よる申請許可処分の取消を求める	H26. 9. 8	H27. 2. 26	処分取消	農業委員会がした農地法第3条第1 項による申請許可処分を取り消す		
計	申立て	1件					却下   0件     棄却   0件     処分取消   1件     行為撤廃   0件     変更命令   0件		提訴有り 0件	
鹿児島県	第206条第2 項	審査請求	知事	退職手当の返納を命ずる処分の取消し	H26. 4. 3	H27. 6. 30	棄却	本件処分は裁量の範囲内の適法かつ妥当なものであり、請求人の主張には理由がない。		
鹿児島県	第255条の2 第2号	審査請求	知事	児童扶養手当支給停止処分の取消	Н27. 9. 3	H27. 11. 2	棄却	原処分に違法な点なし		
計	申立て	2件					却下   0件     棄却   2件     処分取消   0件     行為撤廃   0件     変更命令   0件		提訴有り 0件	
沖縄県	第238条の7 第1項	審査請求	知事	市庁舎玄関前でのメーデー式典に係る 庁舎使用許可申請 (横断幕、放送設備 用電源等と記載) に対して、庁舎管理 規則の規定を根拠に「横断幕の掲示、 マイクの使用、のぼり、旗の使用」を 禁止事項として許可したことについて は誤りであり、かつ、不当な差別的扱 いであり使用条件を取り消すとの裁決 を求める。	H26. 9. 19	H27. 3. 27	棄却	使用日時である5月1日を経過して おり、使用許可条件の取り消しを 求める利益が失われているため。		
沖縄県	第255条の2 第1号	審查請求	農林水産大臣	普天間飛行場代替施設建設工事に係る 岩礁破砕等許可について、県が改めて 指示をするまでの間、当該許可区域を 含め、当該工事に係る海底面の現状を 変更する行為の全ての停止を指示する 処分の取り消しを求める。	H27. 3. 24	審査中				

都道府県名	該当条項	申立ての 種類	不服申立先	不服申立ての要旨	申立年月日	裁決又は 決定年月日	表	成決又は決定の結果 要旨	提訴の内容	備考
沖縄県	第255条の2 第1号	審査請求	国土交通大 臣	平成25年12月27日付沖縄県指令土第 1321号及び沖縄県指令農第1721号によ り沖縄県知事の承認を得た公有水面の 埋立てに関し、平成27年10月13日付け 沖縄県達土第233号及び沖縄県達農第 3189号により当該承認を取り消す処分 がなされたところ、これに対し不服が あることから、当該取消処分を取り消 す決裁を求める。	H27. 10. 13					H28.3.7 和解に基 づく取下 げ
11th L	申立て	3件					却下   0件     棄却   1件     処分取消   0件     行為撤廃   0件     変更命令   0件		提訴有り 0件	
合計	申立て	195件					知下 23件 棄却 85件 処分取消 11件 行為撤廃 0件 変更命令 0件		提訴有り 7件	

## ② 市町村分

都道府県名	市町村名	該当条項	申立て の種類	不服申立先	不服申立ての要旨	申 立 年月日	裁決又は 決定年月 日	;	裁決又は決定の結果 要旨	- 提訴の内容	備考
青森県	八戸市	第244条の4 第3項	審査請求	市長	指定管理者の水産科学館食 堂施設の使用又は使用許可 申請を妨げる行為を撤廃せ よとの裁決並びに、同施設 の明渡しを求める処分を取 り消すとの裁決を求めるも の。	H26. 5. 8	Н26. 12. 7	棄却	施設の使用関係に借地借家法の適用はなく、施設の使用許可期間は終了しているため、 請求人の主張には理由がない。		
計	1団体	申立て	1件					棄却 処分取消 行為撤廃	0(# 1(# 0(# 0(# 0(#	提訴有り 0件	
山形県	山形市	第255条の2 第2号	審査請求	知事	児童手当の支給事由消滅処 分について取り消しを求め る。	H27. 5. 19	H27. 8. 26	棄却	本件審査請求は理由がない。		
計	1団体	申立て	1件					棄却 処分取消 行為撤廃	0(t) 1(t) 0(t) 0(t) 0(t)	提訴有り 0件	
東京都	新宿区	第244条の4 第1項	異議申立て	区長	条例等に規定がないことを 理由に、定期使用公営住宅 の居住者について、区営住 宅使用を不許可とする本件 処分に不服である。	H27. 11. 9	Н27. 12. 24	棄却	条例等に則った適正な処分で あり、不当とは認められない。		
東京都	墨田区	第255条の2 第2号	審査請求	知事	河川占用申請に係る不許可 処分	H27. 10. 8	H28. 4. 21	棄却	本件処分に違法・不当な点は 認められない。		
東京都	葛飾区	第244条の4 第1項	異議申立て	区長	シルバーピア住宅落選決定 の取消しを求めるもの	H26. 9. 19	H26. 12. 26	棄却	異議申立てには理由がない		
東京都	武蔵野市	第255条の2 第2号	審査請求	知事	児童手当支給事由消滅処分 の取消しを求める。	H27. 9. 1	H27. 12. 14	棄却	審査請求に理由がないため。		
東京都	青梅市	第244条の4 第1項	異議申立て	市長	学童保育所入所保留処分に ついて、その取消しを求め るもの	H27. 4. 10	H27. 7. 10	却下	学童保育所への入所承認がされたため、本件処分の取消しを求める法律上の利益はすでに失われている。		

都道府県名	市町村名	該当条項	申立て	不服申立先	不服申立ての要旨	中 7/	裁決又は決定年月	ā	裁決又は決定の結果	担託の内容	備考
40 担	川町刊名	該ヨ宋垻	の種類	个 版 中 立 元	小服甲立ての委員	年月日	日日		要旨	- 提訴の内容	1佣石
東京都	東村山市	第255条の2 第2号	審査請求	知事	本件児童手当支給事由消滅 決定処分は違法・不当な処 分であり、その取消しを求 める	Н27. 7. 28	H27. 12. 7	棄却	本件児童手当支給事由消滅決 定処分は法令等に基づき行わ れたものであるから、違法又 は不当なものとはいえない		
東京都	国立市	第244条の4 第2項	審査請求	市長	図書館におけるサービスの 制限等の取消し	Н26. 7. 8	Н26. 9. 9	却下	処分不特定	H26. 10. 9再審查 請求 H26. 11. 4却下	
東京都	国立市	第244条の4 第2項	審査請求	市長	図書館におけるサービスの制限等の取消し	H26. 12. 24	Н27. 5. 8	却下	処分性なし	H27. 6. 19再審査 請求 H27. 7. 1却下	
東京都	国立市	第244条の4 第2項	審査請求	市長	図書館におけるサービスの 制限等の取消し	H26. 12. 24	Н27. 5. 8	却下	処分性なし	H27. 6. 19再審查 請求 H27. 7. 1却下	
東京都	国立市	第244条の4 第2項	審査請求	市長	図書館におけるサービスの 制限等の取消し	H27.8.9	H27. 12. 7	却下	期間渡過、処分性なし、処分 不特定		
東京都	国立市	第244条の4 第2項	審査請求	市長	図書館におけるサービスの 制限等の取消し	H27. 8. 9	H27. 12. 7	却下	期間渡過、処分性なし、処分 不特定		
東京都	国立市	第244条の4 第2項	審査請求	市長	図書館におけるサービスの 制限等の取消し	H27. 8. 9	H27. 12. 7	却下	処分性なし、処分不特定		
東京都	国立市	第244条の4 第項	審査請求	市長	図書利用カードの更新拒否 の取消し	H28. 1. 17	H28. 4. 11	却下	処分性なし		
東京都	国立市	第244条の4 第項	審査請求	市長	図書利用カードの更新拒否 の取消し	H28. 1. 17	H28. 4. 11	却下	処分性なし		
計	7団体	申立て	11件					棄却 5   処分取消 (   行為撤廃 (	9/4 5/4 9/4 9/4	提訴有り 3件	
神奈川県	川崎市	第231条の3 第5項	審査請求	市長	児童手当の不正受給分に対 する徴収金の督促処分の取 消し等を求めるもの	H27. 12. 11	審理中				
神奈川県	鎌倉市	第238条の7 第1項	異議申立て	市長	鎌倉市長が行った行政財産 の目的外使用不許可処分の 取消しを求める。	H27. 11. 24	H28. 2. 5	棄却	地方自治法第238条の4第7項 の規定に鑑みると、行政の事 務手続に瑕疵はなく、判断は 妥当であると考えられる。	H28. 3. 4審査請求	

都道府県名	市町村名	該当条項	申立て	不服申立先	不服申立ての要旨	申 立	裁決又は決定年月		や又は決定の結果	提訴の内容	備考
和坦州 朱石	111111111111111111111111111111111111111	政当未供	の種類	小瓜中五儿	小版中立(の安日	年月日	日日		要旨	ルがのとり合	加力
神奈川県	鎌倉市	第238条の7 第1項	異議申立て	市長	鎌倉市長が行った行政財産 の目的外使用不許可処分の 取消しを求める。	H28. 1. 27	H28. 3. 16	棄却	地方自治法第238条の4第7項 の規定に鑑みると、行政の事 務手続に瑕疵はなく、判断は 妥当であると考えられる。		
神奈川県	鎌倉市	第238条の7 第1項	異議申立て	市長	鎌倉市長が行った行政財産 の目的外使用不許可処分の 取消しを求める。	H28. 2. 26	H28. 3. 31	棄却	地方自治法第238条の4第7項 の規定に鑑みると、行政の事 務手続に瑕疵はなく、判断は 妥当であると考えられる。		
神奈川県	鎌倉市	第244条の4 第1項	異議申立て	市長	学童の入所不承認に係る処分の取消し、審査方法の見 直し及び再審査、ロ頭陳述 の要求。	H28. 2. 16	H28. 4. 27	棄却	判定基準に基づき公正に判定 しており、処分に瑕疵は無い ため。		
神奈川県	鎌倉市	第244条の4 第1項	異議申立て	市長	学童の入所不承認に係る処 分の取消しを求める。	H28. 2. 16	H28. 4. 27	棄却	判定基準に基づき公正に判定しており、処分に瑕疵は無いため。		
神奈川県	鎌倉市	第244条の4 第1項	異議申立て	市長	学童の入所不承認に係る処 分の取消しを求める。	H28. 2. 15	H28. 4. 27	棄却	判定基準に基づき公正に判定しており、処分に瑕疵は無いため。		
神奈川県	厚木市	第255条の3 第2項	異議申立て	市長	厚木市客引き等防止条例に 基づく過料処分の取消し	H28. 3. 15	H28. 5. 10	棄却	異議申立てには理由がない。	H28.6.6 審査請 求	
神奈川県	大和市	第244条の4 第1項	異議申立て	市長	市営住宅入居者選考結果の 取消しを求めるもの	H26. 12. 5	H27. 1. 19	棄却	審査基準に基づき正当に選考 されており、違法及び不当な 点はない。		
計	4団体	申立て	9件					却下   0件     棄却   8件     処分取消   0件     行為撤廃   0件     変更命令   0件		提訴有り 4件	
新潟県	新潟市	第206条第2 項	審査請求	市長	退職手当支給制限処分の取 消しを求める。	Н27. 3. 17	審理中				
新潟県	新潟市	第206条第1 項	異議申立て	市長	退職手当支給制限処分の取 消しを求める。	Н27. 9. 3	審理中				

拟关应用力	-t: mr++ /a	<b></b>	申立て	不服申立先	<b>プリセンマの声片</b>	申 立	裁決又は	裁	決又は決定の結果	担託の中穴	備考
都道府県名	市町村名	該当条項	の種類	个服甲工先	不服申立ての要旨	年月日	決 定 年 月日		要旨	提訴の内容	佣石
新潟県	新潟市	第206条第2 項	審査請求	市長	退職手当支給制限処分の取 消しを求める。	H28. 2. 17	審理中				
計	1団体	申立て	3件					却下 0f 棄却 0f 処分取消 0f 行為撤廃 0f 変更命令 0f	‡ ‡ ‡	提訴有り 0件	
静岡県	富士市	第244条の4 第1項	異議申立	市長	富士市森林墓園使用承認取 消処分の取消しを求める。	H26. 4. 8	H27. 3. 16	却下	異議申立書への法定事項の記載及び押印がなく不適法である。		
計	1団体	申立て	1件					却下   14     棄却   04     処分取消   04     行為撤廃   04     変更命令   04	‡ ‡ ‡	提訴有り 0件	
京都府	福知山市	第231条の3 第5項	審査請求	市長	下水道使用料遡及賦課分に 係る督促支払請求処分の取 消	H27. 7. 5	H28. 8. 19	却下	本件督促処分についての違法性は認められず、その他一切の事情に照らして不当と認めるべき事由がないことから、本件督促処分を取り消すべき事由は存在せず、本件審査請求には理由がない。		
京都府	福知山市	第231条の3 第5項	審査請求	市長	下水道使用料遡及賦課分に 係る督促支払請求処分の取 消	H27. 7. 31	取下げ				
京都府	福知山市	第231条の3 第5項	審査請求	市長	下水道使用料遡及賦課分に 係る督促支払請求処分の取 消	H28. 2. 12	取下げ				
京都府	木津川市	第255条の2 第2号	審査請求	知事	児童手当支給事由消滅処分 の取消しを求める。	H27. 1. 5	H28. 1. 8	棄却			
計	2団体	申立て	4件					却下   1f     棄却   1f     処分取消   0f     行為撤廃   0f     変更命令   0f	‡ ‡ ‡	提訴有り 0件	

*************************************	m	きたい タ ボ	申立て	不服申立先	プロロウィの声と	申 立	裁決又は	裁注	央又は決定の結果	提訴の内容	備考
都道府県名	市町村名	該当条項	の種類	小瓜中五儿	不服申立ての要旨	年月日	決定年月日		要旨	一 旋訴の内谷	1 個有
大阪府	大阪市	第238条の7 第1項	異議申立て	市長	行政財産の目的外使用不許 可処分を取り消す決定を求 める。	H26. 4. 8	H26. 10. 3	却下	本件申請に係る使用期間の経 過により、法律上の利益を喪 失している。	H26.7.2 出訴	
大阪府	大阪市	第206条第1 項	異議申立て	市長	退職手当支給制限処分を取り消す決定を求める。	H27. 5. 11	審査中				
大阪府	堺市	第229条第2項	審査請求	市長	堺市上下水道事業管理者が 審査請求人に対して行った 下水道使用料納入通知の取 消しを求める。	H26. 9. 19					申立てが あった後、 H26.10.28 に取り下げ られた。
大阪府	堺市	第229条第2項	審査請求	市長	堺市上下水道事業管理者が 審査請求人に対して行った 下水道使用料の賦課処分の 取消しを求める。	H27. 1. 16					申立てが あった後、 H27.3.2に 取り下げら れた。
大阪府	堺市	第206条第1 項	異議申立て	市長	堺市長が異議申立人に対し て行った退職手当支給制限 処分の取消しを求める。	H28. 2. 8	審査中				
大阪府	高槻市	第206条第1項	異議申立て	市長	退職手当返納命令の取消し	H26. 6. 12	H26. 7. 2	棄却	申立人の主張は、その前提と なる法令等の根拠を欠いてお り、本件異議申立ては理由が ない。	H26. 7. 23 審査請求 (棄却) H26. 10. 10 出訴 H28. 4. 27 大阪地裁判決 (棄却) H28. 5. 16 控訴	
大阪府	高槻市	第238条の7 第1項	異議申立て	市長	行政財産使用不許可処分の 取消し	H26. 11. 25	H26. 12. 26	棄却	処分に合理性が認められ、さらに明け渡し猶予期間を与えていることから手続に係る裁量権の逸脱・濫用はなく、本件異議申立ては理由がない。		
大阪府	寝屋川市	第231条の3 第5項	審査請求	市長	障害者総合支援法第8条第1 項の規定に基づく介護給付 の額に相当する金額の返還 通知兼納入通知処分及び地 方自治法第231条の3第1項 の規定に基づく督促処分に 対して、取消を求めるもの	H26. 4. 7	H26. 10. 16	棄却	本件審査請求は、いずれも理 由がないから、旧行政不服審 査法第40条第2項の規定を適 用し、棄却するもの		

都道府県名	市町村名	該当条項	申立ての種類	不服申立先	不服申立ての要旨	申 立 年月日	裁決又は決定年月		裁決	マスは決定の結果 要旨	提訴の内容	備考
大阪府	松原市	第244条の4 第1項	異議申立て	市長	松原中央公園の使用不許可 処分の取り消し及び使用の 許可	Н26. 11. 6	H26. 12. 19	却下		既に使用日時が経過し、異議 申立ての利益が消滅したこと により却下	H26. 12. 10出訴	
計	5団体	申立て	9件					棄却 処分取消 行為撤廃	2件 3件 0件 0件		提訴有り 4件	
兵庫県	尼崎市	第244条の4 第1項	異議申立て	市長	児童ホーム利用不許可処分 に対する異議申立て	H27. 3. 1						H27.3.23取 下げ
兵庫県	尼崎市	第244条の4 第1項	異議申立て	市長	児童ホーム利用不許可処分 に対する異議申立て	H27. 3. 17	H27. 6. 19	棄却		利用許可の対象者の選考に違 法又は不当な点は無かったた め。		
兵庫県	加古川市	第244条の4 第1項	異議申立て	市長	入居資格審査において欠格 とした処分に対する取消請 求	H26. 8. 11	H27. 3. 25	棄却		請求を棄却する		
兵庫県	宝塚市	第244条の4 第1項	異議申立て	市長	地域児童育成会入所申請に ついて、市長が入所待機処 分を決定したことに対し、 不服を申立てたもの。	H28. 3. 9	H28. 6. 27	棄却		処分の前提となる審査基準は 不当なものではなく、処分は 正当なものであると認められ た。		
兵庫県	川西市	第255条の2 第2号	審査請求	知事	時効による職権消滅処分の 取消	H26. 11. 5	H28. 9. 20	棄却				
計	4団体	申立て	5件					棄却 処分取消 行為撤廃	0件 4件 0件 0件 0件		提訴有り 0件	
広島県	広島市	第206条第1 項	異議申立て	市長	一般の退職手当等の全部を 支給しないこととする処分 の取消しを求める。	H26. 5. 15	H26. 10. 2	棄却		当該処分に違法又は不当な事 由は認められない。		
広島県	広島市	第255条の2 第2号	審査請求	知事	児童手当・特例給付額改定 に関する処分につき、手当 支給額改定年月を改める裁 決を求める。	H26. 5. 30	審査中					
広島県	広島市	第255条の2 第2号	審査請求	知事	児童手当・特例給付返還を 取り消す裁決を求める。	H27. 4. 9	審査中					

如光应用力		該当条項	申立て	<b>プロカナル</b>	プロセンマの悪い	申 立	裁決又は	,	裁決	と又は決定の結果	担訴の内容	備考
都道府県名	市町村名	該当条頃	の種類	不服申立先	不服申立ての要旨	年月日	決定年月日			要旨	提訴の内容	1 個 考
広島県	広島市	第255条の2 第2号	審査請求	知事	児童手当・特例給付支給事 由消滅処分を取り消す裁決 を求める。	H28. 2. 12	審査中					
広島県	福山市	第206条第1 項	異議申立て	市長	退職手当支給制限処分の取 消し。	H26. 12. 17	審査中					
計	2団体	申立て	5件					却下 棄却 処分取消 行為撤廃 変更命令	0件 1件 0件 0件 0件		提訴有り 0件	
山口県	周南市	第74条の2 第4項	異議申出	選挙管理委員会	無効とされた署名には有効 とみられるものがある。	H28. 1. 18	H28. 1. 26	棄却		5件の異議の申出に対し、棄 却5件、容認1件と決定した。 容認1件については、22筆の 内2筆について申出を正当と 認め有効と決定し、それ以外 の20筆については理由がなく 従前の決定のとおり無効とし た。	H27.1.28 出訴 (山口地裁平成 H28年(行ウ)第 1号 周南市条例 制定請求署名無 効決定異議申立 棄却決決定 財 H28.2.8 取り下 げ	
計	1団体	申立て	1件					却下 棄却 処分取消 行為撤廃 変更命令	0件 1件 0件 0件 0件		提訴有り 1件	
徳島県	阿南市	第238条の7 第1項	異議申立て	市長	使用許可処分の対象となっ た土地に第三者である申立 人の所有地が含まれてい る。	H26. 5. 15	H26. 12. 22	棄却		使用許可処分の取消しを求め ていることについては理由が なくこれを棄却するべきであ る	H27.1.15 知事へ審査請求 (審査中)	一部却下 (H26.12.22 )
徳島県	阿南市	第238条の7 第1項	異議申立て	市長	使用許可処分の対象となっ た土地に第三者である申立 人の所有地が含まれてい る。	H27. 7. 16	H28. 7. 1	棄却		使用許可処分の取消しを求め ていることについては理由が なくこれを棄却するべきであ る	H28.7.23 知事へ審査請求 (審査中)	一部却下 (H28.7.1)
計	1団体	申立て	2件					却下 棄却 処分取消 行為撤廃 変更命令	0件 2件 0件 0件		提訴有り 2件	

都道府県名	市町村名	該当条項	申立ての種類	不服申立先	市 不服申立ての要旨 申 年月	H 77.	裁決又は決定年月	裁	央又は決定の結果	提訴の内容	備考
			の性類			年月日	日		要旨		
香川県	坂出市	第244条の4 第1項	異議申立て	市長	公共物に公共物以外の工作 物を設置しようとする者へ の公共物使用許可処分の取 消し	Н27. 11. 17	H28. 3. 11	棄却	工作物の設置は、公共物の構造または機能に支障を及ぼすおそれがないと判断したものであり、異議申立て人が主張する生活道路としての機能に支障を及ぼすおそれを判断するものでないことから、主張に理由がない。		
計	1団体	申立て	1件					却下   0件     棄却   1件     処分取消   0件     行為撤廃   0件     変更命令   0件		提訴有り 0件	
福岡県	北九州市	第206条第1 項	異議申立て	市長	退職手当の支給制限処分の 取り消しの決定を求める。	H28. 3. 1	H28. 8. 2	棄却	本件支給制限処分に違法又は 不当な点はなく、本件異議申 立ては理由がない。		
福岡県	福岡市	第206条第2項	審査請求	市長	退職手当支給制限処分を取 り消すとの裁決を求める。	H27. 6. 24	H28. 3. 22	棄却	処分庁の判断に裁量権の逸 脱・濫用は認められず、退職 手当支給制限処分に違法又は 不当な点は認められない。	28. 6. 15出訴	
計	2団体	申立て	2件					却下   0件     棄却   2件     処分取消   0件     行為撤廃   0件     変更命令   0件		提訴有り 1件	
長崎県	大村市	第206条第2 項	審査請求	市長	退職手当の一部を支給しないこととする処分の取り消しを求めるもの。	H27. 9. 30	H28. 3. 31	棄却	審査請求には理由がないの で、棄却する。		
計	1団体	申立て	1件					却下   0件     棄却   1件     処分取消   0件     行為撤廃   0件     変更命令   0件		提訴有り 0件	

都道府県名	市町村名	該当条項	申立ての種類	不服申立先	不服申立ての要旨		裁決又は 決定年月		裁決	マスは決定の結果 要旨	・提訴の内容	備考
熊本県	人吉市	第206条第2項	審査請求	市長	懲戒免職処分に伴う退職手 当全部不支給処分に対する 審査請求	H27. 12. 24	H28. 3. 31	棄却		懲戒免職処分に伴う退職手当 全部不支給処分については、 処分庁の裁量の範囲内である ため棄却する		
<del>11</del> 1111111111111111111111111111111111	1団体	申立て	1件					却下 棄却 処分取消 行為撤廃 変更命令	0件 1件 0件 0件		提訴有り 0件	
沖縄県	宜野湾市	第244条の4 第1項	異議申立て	市長	保育不承諾 (待機) 通知書 を取消し、児童の入所許可 を求めるもの	H27. 2. 16	H27. 3. 31	棄却		入所審査結果に誤りがないた め		
沖縄県	宜野湾市	第244条の4 第1項	異議申立て	市長	保育不承諾 (待機) 通知書 を取消し、児童の入所許可 を求めるもの	H27. 2. 17	H27. 3. 20	棄却		入所審査結果に誤りがないた め		
沖縄県	宜野湾市	第244条の4 第1項	異議申立て	市長	保育不承諾 (待機) 通知書 を取消し、児童の入所許可 を求めるもの	H27. 2. 23	H27. 3. 31	棄却		入所審査結果に誤りがないた め		
沖縄県	宜野湾市	第244条の4 第1項	異議申立て	市長	保育不承諾 (待機) 通知書 を取消し、児童の入所許可 を求めるもの	H28. 2. 18	H28. 3. 17	棄却		入所審査結果に誤りがないた め		
沖縄県	宜野湾市	第244条の4 第1項	異議申立て	市長	保育不承諾 (待機) 通知書 を取消し、児童の入所許可 を求めるもの	H28. 2. 18	H28. 3. 17	棄却		入所審査結果に誤りがないた め		
沖縄県	宜野湾市	第244条の4 第1項	異議申立て	市長	保育不承諾 (待機) 通知書 を取消し、児童の入所許可 を求めるもの	H28. 2. 19	H28. 3. 17	棄却		入所審査結果に誤りがないた め		
沖縄県	宜野湾市	第244条の4 第1項	異議申立て	市長	保育不承諾 (待機) 通知書 を取消し、児童の入所許可 を求めるもの	H28. 3. 10	H28. 3. 28	棄却		入所審査結果に誤りがないた め		
沖縄県	宜野湾市	第244条の4 第1項	異議申立て	市長	保育不承諾 (待機) 通知書 を取消し、児童の入所許可 を求めるもの	H28. 3. 4	H28. 3. 31	棄却		入所審査結果に誤りがないた め		

都道府県名	市町村名	該当条項	申立て	不服申立先	不服申立ての要旨	申 立	裁決又は決定年月	裁涉	や又は決定の結果	提訴の内容	備考
	111111111111	10000000000000000000000000000000000000	の種類	1 /JIX 1 - 34 / L	17版中亚(40 英百	年月日	日		要旨	MENIA > 1 150	V 3
沖縄県	浦添市	第244条の4 第1項	異議申立て	市長	保育所に入所出来なかった ことに対する異議申し立て	H26. 4. 10	H26. 5. 19	却下	1. 選考基準に基づき選考した 結果 2. 保育所への定員以上の申し 込みがあったため。「適切な 保護」については、認可外施 設への補助制度があることを 添える。 3. 事業形態も自営業者として 算定する。		
沖縄県	浦添市	第244条の4 第1項	異議申立て	市長	保育所に入所出来なかった ことに対する異議申し立て	H27. 2. 10	H27. 3. 9	棄却	新年度4月から保育所の入所 が決まったため。		
沖縄県	浦添市	第244条の4 第1項	異議申立て	市長	保育所に入所出来なかった ことに対する異議申し立て	H27. 2. 12	H27. 3. 11	棄却	新年度4月から保育所の入所 が決まったため。		
沖縄県	浦添市	第244条の4 第1項	異議申立て	市長	保育所に入所出来なかった ことに対する異議申し立て	H27. 2. 20	H27. 3. 26	棄却	新年度4月から保育所の入所 が決まったため。		
沖縄県	名護市	第244条の4 第3項	審査請求	市長	公の施設の使用不許可処分 についてその取消しを求め る	H26. 9. 12	H26. 12. 10	却下	理由がないため		
計	3団体	申立て	13件					却下   2件     棄却   11件     処分取消   0件     行為撤廃   0件     変更命令   0件		提訴有り 0件	
合計	38団体	申立て	70件					却下   15件     棄却   43件     処分取消   0件     行為撤廃   0件     変更命令   0件		提訴有り 15件	

## イ 審決の申請の事例

都道府県名	該当条項	審決申請の要旨	申請年月日	審決年月日		審決の結果	備考
						要旨	
滋賀県	第135条第1項第2 号	公開の議場における陳謝の処分の取 消しを求める。	H26. 9. 19	Н26. 11. 26	却下	公開の議場における陳謝の処分は、議会の単なる内部規律の問題に止まる行為であることから、地方自治法第255条の4に規定する審決の申請の対象とならない。	
鳥取県	134条	倉吉市議会が行った5日間の議会出席 停止とする懲戒処分の取消しを求め る。	H26. 7. 10	H26. 10. 6	却下	本件処分は、審決の対象となる処分に当たらない。	
鳥取県	なし	倉吉市議会が行った広域連合議会議 員の辞職勧告決議の取消しを求め る。	Н26. 7. 15	H26. 10. 20	却下	本件決議は、地方公共団体の機関がし た処分に当たらない。	
計		申請 3件			却下   3件     棄却   0件     処分取消   0件     行為撤廃   0件     変更命令   0件		